

公認スキー指導者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公認スキー準指導員並びに公益財団法人日本スポーツ協会と本連盟による公認スポーツ指導者制度における認定指導者をいう。

(任務)

第3条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

2 公益財団法人日本スポーツ協会のコーチ及び教師については、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度の定めによるものとする。

(資格)

第4条 指導者は、全国共通の資格を有し、公認スキー検定員規程に定めるところにより、その検定員となることができる。ただし、指導者資格が停止または喪失している場合は、検定員として活動することができない。

(活動の範囲)

第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。

(有効期間)

第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日をいう。

(義務)

第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第8条 指導者が、指導者研修会を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格停止の解除)

第9条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修修了をもって資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、指導者の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第11条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次

登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和59年5月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和62年9月	改訂
平成2年11月	改訂
平成5年6月26日	改正
平成7年10月13日	改正
平成12年9月20日	改正
平成14年11月5日	改正
平成15年6月27日	改正
平成17年6月15日	改正
平成21年9月18日	改正
平成23年11月18日	改正
平成25年7月9日	改正
平成27年7月14日	改正
平成29年7月15日	改正
平成29年8月22日	改正
令和2年11月6日	改正